

議案第 1 号

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

名張市学校の管理に関する規則（昭和 34 年教育委員会規則第 24 号）の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

三重県教育委員会が定める公立小中学校事務職員の標準的職務に準じて本規則を整備するため、学校事務及び事務職員の職等を追加し、並びに共同学校事務室に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 学校事務及び事務職員の職、業務等に係る規定を整備する。
- (2) 共同実施組織を共同学校事務室とし、定義等の規定を整備する。
- (3) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

名張市学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

名張市学校の管理に関する規則（昭和34年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教務主任等) 第12条の2 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事に加えて、<u>事務長又は事務主任</u>を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。 2・3 略 <u>4 事務長は、当該学校の調整監、総括主幹又は主幹をもってこれに充てる。</u> <u>5 事務主任は、当該学校の主査（第12条の7第1項に規定する主査をいう。）</u>、<u>主任（同項に規定する主任をいう。）又は主事（同項に規定する主事をいう。）をもってこれに充てる。</u> <u>6～8 略</u> <u>9 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を統括する。</u> <u>10 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u> (調整監等) 第12条の7 略 2 略 <u>3 調整監は、重要な事務の調整、共同学校事務室（第16条第1項に規定する共同学校事務室をいう。以下この条において同じ。）の統括室長に相当する業務及び共同学校事務室の室長の指導を行う。</u> <u>4 総括主幹は、重要な事務の総括及び共同学校事務室の統括室長に相当する業務</u>	(教務主任等) 第12条の2 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。 2・3 略 <u>4～6 略</u> (調整監等) 第12条の7 略 2 略 <u>3 調整監、総括主幹、主幹、主査及び主任は、特定の事務及び一般の事務を処理する。</u> <u>4 主事は、一般の事務を処理する。</u>

<u>を行う。</u> 5 <u>主幹は、困難な事務及び共同学校事務室の室長に相当する業務を行う。</u> 6 <u>主査は、経験を必要とする複雑な事務及び共同学校事務室の業務別担当代表に相当する業務を行う。</u> 7 <u>主任及び主事は、定期的及び高度の知識を必要とする業務を行う。</u> 8 <u>調整監、総括主幹、主幹、主査、主任及び主事を置く場合は、委員会が、あらかじめ三重県教育委員会に協議するものとする。</u> (共同学校事務室) 第16条 <u>委員会は、学校における事務処理体制の整備、事務の高度化及び効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、指定する2以上の学校に係る事務を当該2以上の学校の事務職員が共同処理するための組織として共同学校事務室を置く。</u> 2 前項の<u>共同学校事務室</u>の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。 (県費負担の教職員の業務量の適切な管理等) 第16条の2 <u>委員会は、県費負担の教職員</u>	5 調整監、総括主幹、主幹、主査及び主事を置く場合は、委員会が、あらかじめ三重県教育委員会に協議するものとする。 第12条の9 <u>学校に事務主任を置くことができる。</u> 2 <u>事務主任は、当該学校の事務職員をもってこれに充てる。</u> 3 <u>事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。</u> 4 <u>事務主任を置く場合は、委員会が、あらかじめ三重県教育委員会に協議するものとする。</u> (共同実施組織) 第16条 <u>教育委員会は、学校における事務処理体制の整備、事務の高度化及び効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、共同実施組織を置くことができる。</u> 2 前項の<u>共同実施組織</u>の組織、運営、業務等に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。 (県費負担の教職員の業務量の適切な管理等) 第16条の2 <u>教育委員会は、県費負担の教</u>
---	---

(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する指針(第3項において単に「指針」という。)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 (1)・(2) 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>委員会</u>は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 (1)～(4) 略 3 前2項に定めるもののほか、<u>委員会</u>は、指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。	職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する指針(第3項において単に「指針」という。)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 (1)・(2) 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。 (1)～(4) 略 3 前2項に定めるもののほか、<u>教育委員会</u>は、指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。
--	--

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第16条第1項の規定による共同学校事務室の設置に関し必要な手続その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。